公　告

下記のとおり一般競争に付します。

令和元年７月18日

支出負担行為担当官

第十一管区海上保安本部長　葛西　正記

記

1　一般競争に付する事項

(1)	契約件名	標体整備（宮古島）
(2)	内　容	標体の損傷箇所補修、部品交換、塗装を行う。
(3)	履行期限	令和元年10月31日
(4)	履行場所	第十一管区海上保安本部　宮古島浮標置場
(5)	入札方法	本件は、電子調達対象案件である。原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。また、電子調達システムにより難い者は、紙入札方式参加願の提出をもって紙入札方式に代えるものとする。その他詳細については、入札説明書による。

2　競争に参加する者に必要な資格

(1)予算決算及び会計令第70条に該当しない者に限る。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約に必要な同意を得ている者についてはこの限りではない。

(2)予算決算及び会計令第71条に該当しない者に限る。

(3)令和元年・2・3年度（平成31・32・33年度）国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、下記「契約の種類」に応じた何れかの等級に格付けされ、九州・沖縄地区の競争参加資格を有する者。また、当該部局において指名停止の措置を受け、指名停止中の期間でない者。

「物品の製造」または「役務の提供等」のA、B、C又はD等級

(4)警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　証明書等の提出期限、提出方法

(証明書等提出期限）令和元年７月31日　午後４時00分

(提出方法）電子調達システム又は紙にて提出の場合は、下記４の窓口に直接提出又は郵送にて提出可（配達証明が確認できるもの）証明書等は下記のとおり。

(1)確認書（電子調達用）又は紙入札方式参加願（紙入札用）

(2)資格審査結果通知書（電子、紙入札共通）

4　契約条項等を示す場所、契約及び入札に関する問い合わせ先

沖縄県那覇市港町2-11-1　第十一管区海上保安本部経理課入札審査係

5　入札説明書の交付期間、交付方法

(入札説明書の交付期間）　令和元年７月18日　から　令和元年７月31日　午後４時00分

(交付方法）当庁ホームページからダウンロードすること。

第十一管区海上保安本部ホームページ　http://www.kaiho.mlit.go.jp/11kanku/nyusatu/nyus_top.htm

6　入札書受領期限

令和元年８月15日　午後４時00分

7　開札の日時場所

令和元年８月16日　午前10時00分　那覇港湾合同庁舎(8階)　入札室

8　入札保証金及び契約保証金

免除

9　入札の無効

本公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の入札及び第十一管区海上保安本部入札・見積者心得書その他に関する条件に違反した入札は無効とする。

10　落札者の決定方法

(1)第十一管区海上保安本部入札・見積者心得書による。

(2)落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 契約書作成の要否

要(ただし、契約金額が150万円に満たない場合は省略することがある。)

12 仕様内容に関する問い合わせ先

〒900-8547沖縄県那覇市港町2-11-1　098-867-0118

第十一管区海上保安本部(内線：2666)

以上公告する。

入　札　説　明　書

（最低価格落札方式）

契約番号：　契　第役務64　号
契約件名：　標体整備（宮古島）

項目及び構成

１．契約担当官等
２．調達内容
３．競争参加資格
４．入札参加申込手続き
５．入札書の提出場所等
６．その他

様式－１	入札書（様式）
様式－２	紙入札方式参加願（様式）
様式－３	確認書（様式）（電子調達参加申込み用）
様式－４	年間委任状（様式）
別添－１	暴力団排除に関する誓約事項
別添－２	契約書（案）

入　　札　　説　　明　　書

第十一管区海上保安本部の調達契約に係わる入札公告（令和元年７月18日付）に基づく入札については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１．契約担当官等
支出負担行為担当官
第十一管区海上保安本部長　葛西　正記

２．調達内容

（１）　契約件名
標体整備（宮古島）

（２）　契約内容
標体の損傷箇所補修、部品交換、塗装を行う。

（３）　納入期限
令和元年10月31日

（４）　納入場所
第十一管区海上保安本部　宮古島浮標置場

（５）　仕様説明会の日時等
仕様説明会は実施しない
なお、仕様内容について質疑等がある場合は、下記へ連絡すること。
仕様書等に関する問い合わせ先
〒900-8547沖縄県那覇市港町2-11-1　098-867-0118
第十一管区海上保安本部(内線：2666)

（６）　入札方法
原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。
なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。
また、電子調達システムにより難い者は、発注者に紙入札方式参加願を提出して紙入札方式にかえるものとする。
落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。
①　入札者は、一切の経費を含め契約金額を見積もるものとする。
②　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
③　入札者は、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ入札しなければならない。
この場合において入札説明書、仕様書等について疑義があるときは、入札書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。

（７）　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　免除
②　契約保証金　免除

３．競争参加資格
（１）次の者は、競争に参加する資格を有さない。
①　予算決算及び会計令第70条に規定される契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
②　予算決算及び会計令第71条の規定に規定される次の事項に該当する者。
以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後２年を経過していない者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
（ア）契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関しての不正の行為をした者
（イ）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
（ウ）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
（エ）監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者
（オ）正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
（カ）前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
（２）令和元年・2・3年度（平成31・32・33年度）国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、下記「契約の種類」に応じた何れかの等級に格付けされ、九州・沖縄地区の競争参加資格を有する者。また、当該部局において指名停止の措置を受け、指名停止中の期間でない者。
「物品の製造」または「役務の提供等」のA、B、C又はD等級
なお、競争参加資格を有しない者で当該入札に参加を希望する者は速やかに資格審査申請を行う必要があるので下記５（２）へ問い合わせること。
（３）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
（４）電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。なお、当該ICカードについては、代表者又は代表者から入札・見積権限及び契約権限等について委任を受けた者のICカードに限る。
（５）電子調達にて当該入札に参加を希望する者は、当該入札に使用するICカードを限定すること。なお代表者から入札・見積権限及び契約権限等について委任を受けた者（本社から支店、支社等に委任した場合が該当する。）は、年間委任状（受任者のICカードの企業情報登録画面を印刷したものを添付）を書面にて提出すること。
当該入札にて限定したICカード以外のICカードを使用した場合は、その入札は、無効となるので注意すること。
（６）その他、仕様書のとおり。
４．入札参加申込手続き
（１）　申込方法
入札参加希望者は、３（２）の資格を有することを証明する書類（資格審査結果通知書（写）及び確認書（電子調達用）又は紙入札方式参加願（紙入札用）を証明書等の提出期限までに提出すること。
また、代表者から委任を受けている者（以下「受任者」という）が入札を行う場合は年間委任状を入札参加手続きまでに提出する（当該委任に係る委任者及び受任者が同じであり、かつ委任事項に変更がない限り、あらかじめ入札等に関する委任状を提出すること

により、当該年度に限り、委任状をその都度提出することを省略することができる。この場合において、特定の入札等に関してのみこれと異なる代理人を選任して委任することは認めない)。
年間委任状について
① 入札、見積についての権限及び契約締結についての権限が委任されていなければならない。
② 電子調達においては、復代理は認めない。
③ 委任期間は当該年度内を限度とする。
④ 代表者及び受任者の記名・押印された委任状（書面）の提出とする。
⑤ 原則として個別案件における委任は認めない。

（２） 電子調達システムによる証明書等の送信方法

電子調達システムによる入札参加の申込みを行う場合の使用アプリケーション及 びバージョンの指定及び、保存するファイルの形式は次のいずれかとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	一太郎	Ver2011形式以下のもの
2	Microsoft Word	Word2010形式以下のもの
3	Microsoft Excel	Excel2010形式以下のもの
4	その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル（JPEG形式及びGIF形式） 上記に加え特別に認めたファイル形式

（３） ファイル圧縮方法の指定

ファイルを圧縮して送信する場合は、LZH又はZIP形式とする。（自己解凍方式は不可）

（４） ファイル容量が大きく電子調達システムにより証明書等を送信できない場合

証明書等のファイル容量が１MBを超える場合には、電子調達システムによる入札参加申し込みに必要な**「確認書」及び「資格審査結果通知書（写）」のみ**を、１つのファイルとして（例えばPDF形式のファイル）まとめたものを、電子調達システムから送信し、それ以外の証明書等については、直接５（２）の契約係担当者に手渡すこと。直接手渡すことができない場合は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による提出をすることが出来る。この場合、事前に５（２）にその旨を連絡すること。

なお、参加資格確認後は、入札参加申込者に対して電子調達システムにより通知又は確認通知書を送付する。

（５）証明書等の提出期限　令和元年７月31日　午後４時00分

※電子調達システム方式による入札書類データ（証明書等）
・確認書
・資格審査結果通知書（写）

※紙入札方式による証明書等（下記５（２）に提出）
・紙入札方式参加願
・資格審査結果通知書（写）

※電子調達システム又は紙入札方式参加願による入札参加申込手続きをとらなかった場合は、入札に参加できないので注意すること。

５．入札書の提出場所等

（１） 入札書は電子調達システムにより提出すること。

ただし、発注者に紙入札方式参加願を提出した場合は紙により提出

すること。　　電子調達システムのURL及び問い合わせ先
国土交通省電子調達システム　https://www.geps.go.jp/
問い合わせ先は、下記(２)に同じ
（２）　入札書等の提出場所及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先
沖縄県那覇市港町２－11－１
第十一管区海上保安本部　経理補給部　経理課　入札審査係
ＴＥＬ098－867－0118　内線2223、2224、2225
ＦＡＸ098－861－3719
（３）仕様書の交付期間
公告の日　から　令和元年７月31日　午後４時00分まで
問い合わせは、上記２(５)。
（４）　入札書の提出期限
令和元年８月15日　午後４時00分
（５）　入札書の提出方法
①　電子調達システムによる場合
（ア）　入札書の様式は、電子調達システムによるものとする。
（イ）　入札書等の記載事項
ａ　契約件名は、定められた件名を記載するものとする。
ｂ　入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。
ｃ　入札書等は、電子調達システムの入力画面上において作成するものとする。(電子認証書を取得している者であること。)
（ウ）入札書等の提出
ａ　入札書等は、電子調達システムにより、当該入札公告した期限までに到達するように提出しなければならない。
ｂ　電子調達に利用することができるICカードは、資格審査結果通知書に記載されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について年間委任により委任をうけた者のICカードに限る。
②　紙による入札の場合
（ア）入札書の様式は、様式－１によるものとする。
（イ）入札書等の記載事項
ａ　契約件名は、定められた件名を記載するものとする。
ｂ　入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。
ｃ　入札書に記載する日付は、入札書を提出する日とする。
ｄ　入札書には、入札者の住所及び氏名を記載し、押印（法人にあっては、所在地、法人名及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印)しなければならない。
ｅ　受任者（以下「代理人」という）が入札を行う場合は、代理人の住所、氏名（法人にあっては、所在地、法人名及び代理人の役職、氏名）を記載し、代理人の印鑑を押印しなければならない。以下、記載例による。
【記載例】
海保株式会社　代表取締役（社長）　○○　○○　代理
沖縄県那覇市２－11－１
海保株式会社　沖縄支店（又は○○部）
支店長（又は○○部長）○○　○○　印
（ウ）入札書等の提出
ａ　入札書は、別紙の様式にて作成し、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に「法人名等」及び「契約件名」、「開札年月日」、「入札書在中」を朱書するものとする。

ｂ　電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
ｃ　入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

（６）入札の無効
①　本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の１に該当する入札は無効とする。
（ア）委任状が提出されていない代理人のした入札
（イ）所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
（ウ）記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
（エ）金額を訂正した入札
（オ）誤字、脱字などにより意志表示が不明瞭である入札
（カ）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の入札
（キ）同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者の入札
（ク）競争参加資格の確認のための書類などを添付することとされた入札にあっては、提出された書類が審査の結果採用されなかった入札
（ケ）競争参加資格のあるものであっても、入札時点において、第十一管区海上保安本部長から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札。
②　電子調達参加者は、ICカードを不正使用等してはならない。不正使用等した場合には当該電子調達参加者の入札への参加を認めないことがある。

（７）入札の延期等
入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。

（８）開札の日時及び場所
日　時：令和元年８月16日　午前10時00分
場　所：那覇港湾合同庁舎（８Ｆ）　入札室

（９）開札
①　電子調達システムによる場合
（ア）開札及び開披（以下「開札等」という。）は、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
（イ）開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。
ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。
②　紙による場合
（ア）開札等は、原則として、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。
この場合において、入札者等が立ち会わないときは、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
（イ）開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。（この間、開札場への入退室はできない。）

ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

（ウ）入札者等が開札に立ち会わない場合は、第２回目以降の入札を辞退したものとする。なお、紙入札方式での入札参加者が１回目の開札に立ち会わない場合でも当該紙入札方式での入札参加者の入札は有効として取り扱う。

③　入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。

④　入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。

⑤　入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

６．その他

（１）契約手続に使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨

（２）入札者に要求される事項

入札者等は、入札公告等で定められた要件を証明した書類を指定した期限までに提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

（３）入札書の提出後、入札金額の誤記入等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札書の無効の訴えは提訴できないものとする。

（４）落札者の決定方法最低価格落札方式とする。

①　本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書３の競争参加資格及び仕様を満たすことの出来ることの要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

②　落札者となるべき同価格の入札をした者が２人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、くじを実施する旨及び対象入札参加者名・入札金額並びにくじの実施日を明記した保留通知書により当該入札参加者全員に通知を行い、くじ実施後落札決定通知書を発行するものとする。また、落札となるべき同価格の入札をした者のすべてが紙入札参加者の場合には、保留通知書を送信することなく、その場でくじを実施のうえ落札決定通知書の発行を行うものとする。

③　契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から７日以内にその旨を落札者とされなかった入札者に電子調達システム又は書面により通知する。

ただし、開札に立ち会った参加者については、書面による通知を省略する。

④　その他、第十一管区海上保安本部入札・見積者心得書による。

（５）契約書の作成（ただし、契約金額が150万円を超えない場合は省略することがある）

①　競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

②　契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ本契約は確定しないものとする。

（６）電子調達参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い

電子調達参加者側の障害により電子調達ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとす

る。
　すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子調達参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行うことができるものとする。
　①天災
　②広域・地域的停電
　③プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
　④その他、時間延長が妥当であると認められた場合
（ただし、ICカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く）
　変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等で対応する）ものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等で対応する）。
（７）発注者側の障害により電子調達書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い
　発注者側の障害が発生した場合は、電子調達システムヘルプデスクと協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子調達書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。
　障害復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等で対応する）ものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等で対応する）。
（８）支払条件
　支払方法等詳細は別途契約書に定める。
（９）その他詳細規程
　上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において了知し、かつ、遵守すべき事項は「第十一管区海上保安本部入札・見積者心得書」、「電子調達運用基準（物品・役務等）」によるものとする。
(10) 異議等の申立
　入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

別添―１

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

１　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である

２　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている

３　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している

４　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している

2019 年度

契第　　役務64　　号

物 品 修 理 請 負 契 約 書

物品修理請負契約書

収
入

１．　修 理 件 名　　標体整備（宮古島）
　　ただし、仕様書及び図面のとおり。
２．　請 負 金 額　　金　　円

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額　　金　　円

内　　訳

品名	規格	単位	数量	単価（円）	合価（円）	摘　要
標体整備（宮古島）	仕様書のとおり	式	1			
小　計						
消費税額及び地方消費税額		%	10			
合　計						

３．物品交付場所　宮古島浮標置場

４．引 渡 期 限　令和元年 10 月 31 日

５．引 渡 場 所　宮古島浮標置場

６．契 約 保 証 金　免除

上記物品の修理を行うについて、注文者　支出負担行為担当官　第十一管区海上保安本部長　葛西　正記　を発注者とし、
請負者　　を受注者として、次の条項により請負契約を締結する。

（総則）

第１条　受注者は、この契約締結後遅滞なく、物品交付場所において、発注者から修理すべき物品の交付を受け、仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）に基づき、所要の修理を行い、引渡期限までに、引渡場所において、修理に係る物品を発注者に引渡すものとし、発注者は、これに対し、受注者に請負代金を支払うものとする。

（仕様書等の解釈等）

第２条　仕様書等について疑義を生じたとき又は仕様書等に明記されていない事項については、発注者受注者協議して定めるものとし、受注者は、その他軽微なものについては、発注者又は監督すべきことを命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）の解釈若しくは指示に従い、請負金額の範囲内において修理を行うものとする。

２　受注者は、発注者が必要と認めてその旨の指示をしたときは、修理工程表及び修理費内訳明細書を発注者に提出して、その承認を受けなければならない。

（監督職員）

第３条　発注者は、監督職員を命じたときは、その官職及び氏名を受注者に通知するものとする。

２　受注者は、監督職員の監督の実施について、必要な費用を負担するものとする。

３　受注者は、他の条項に定めるもののほか、監督職員から監督の実施について必要資料の提出又は提示を求められた場合は、これに応ずるものとする。

４　受注者は、監督職員から立会いを求められた場合は、これに応ずるものとする。

（権利義務の譲渡等）
第４条　この契約により生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
２　修理物件又は修理場所に搬入した検査済み修理材料は、これを第三者に売却若しくは貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括再委託等の禁止）
第５条　受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。
２　前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等を言うものとする。

第６条　削除

（再委託の相手方に対する監督）
第７条　受注者は、発注者又は監督職員が再委託受託者に、受注者に対すると同様の監督をすることができるように必要な措置をとらなければならない。

（代理人等に関する措置要求）
第８条　発注者又は監督職員は、現場代理人その他受注者の代理人（下請負人は代理人とみなす。以下同じ。）主任技術者、使用人又は労務者等でこの契約の履行につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対し、事由を明示して、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

（特許権等の使用）
第９条　受注者は、修理の施行について、特許権その他第三者の権利の対象となっている方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

（材料の検査等）
第１０条　受注者の負担に属する修理材料は、発注者が特に指定したものを除き、その使用前に監督職員の検査を受けなければならない。発注者は、この場合において、受注者が検査を受けなかったとき又は検査に合格した材料以外の材料を使用したときは、使用後であっても、これを取り替えさせることができるものとする。
２　受注者は、修理後外部から容易に見ることのできない部分の施行について、発注者が指示したときは、発注者又は監督職員の立ち会いのうえ施行するものとする。この場合において、受注者は、監督職員がやむを得ない理由により立ち会えない場合は、監督職員の指示により、施行を証明することができる見本、写真その他の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。
３　受注者は、材料検査の結果合格となった材料等と検査未済又は不合格となった材料等とを仕分け、その方法により区分する措置をとるとともに、不合格となった材料等を、良品とすみやかに取り替えなければならない。
４　受注者は、材料検査に合格した材料等であって修理場所にあるものを監督職員の承諾を受けることなく当該場所から持ち出してはならない。
５　受注者が前項の規定に違反して施行したときであって、受注者は、発注者又は監督職員が指示するときは、施行箇所の撤去、再施行等所要の措置をとらなければならない。

（官給品等）
第１１条　発注者は、物品修理用として仕様書に記載する官給品（貸与品を含む。以下「官給品等」という。）を、発注者の指定する場所及び日時に受注者に交付する。この場合において、受注者は、その官給品等の交付を受けた都度受領書を発注者に提出し、善良な管理者の注意をもってこれを保管し、かつ、その費用を負担するものとする。
２　受注者は、天災地変等の不可抗力又は発注者の責めに帰すべき理由によらないで、官給品等が亡失若しくは損傷し、又はその返還が不可能となったときは、

発注者の指定する方法により弁償するものとする。
３　受注者は、交付を受けた官給品等を仕様書等に基づいて使用し、修理の完了又は契約の変更若しくは解除等によって不用となったものは、その内容を明らかにした書類を作成し、監督職員（監督職員不在の場合は検査職員）の確認を受けて発注者に提出するとともに発注者の指定する時期及び場所において、発注者に返還しなければならない。

第１２条　受注者は、指定品として仕様書等に記載する修理材料については、これら以外のものを使用することができないものとする。

（仕様書等に不適合の場合）
第１３条　受注者は、修理の施行が仕様書等に適合しない場合において、監督職員が材料等の取替え、施行箇所の撤去又は再施行等の指示をした場合には、これに従わなければならない。この場合において、受注者は、請負金額の増額又は引渡期限の延伸を請求することはできないものとする。

（撤去品等の処置）
第１４条　受注者は、修理の施行により発注者の所有に属する撤去品又は官給品等について廃材等を生じたときは、その内容を明らかにした書類を作成し、監督職員（監督職員不在の場合は検査職員）の確認を受けて発注者に提出するとともに発注者の指示する時期及び場所において、これを発注者に引き渡さなければならない。
２　受注者は、前項の撤去品又は廃材等を、発注者がこれを引き取るまでの間、無償で保管するものとする。

（行政庁に対する手続）
第１５条　受注者は、その修理について、行政庁の検査、検定を必要とするときは、自己の費用をもって、当該行政庁に対する必要な手続をするものとする。

（物価変動等による請負金額の変更）
第１６条　物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変により、請負金額が著しく不適当であると認められるに至った場合は、発注者受注者協議して、請負金額を変更することができるものとする。

（修理の変更等）
第１７条　発注者は、その都合により修理内容を変更し、又は一時修理を中止し、若しくはこれを打ち切ることができるものとする。
２　前項の場合において、請負金額を増減する必要があるときは、修理費内訳明細書に記載する単価により、これによりがたいときは発注者受注者協議して、その金額を増減するものとする。

（引渡期限の変更等）
第１８条　発注者は、その都合により引渡期限又は引渡場所を変更することができるものとする。
２　前項の場合において、請負金額を増減する必要があるときは、発注者受注者協議して、その金額を増減するものとする。

（終了の通知及び検査）
第１９条　受注者は、修理終了予定日の前日までに、修理終了予定日を発注者に通知するものとする。
２　発注者は、前項の通知を受けたとき、検査を行うべきことを命じた職員（以下「検査職員」という。）により、修理終了予定日（この日以後において受注者が検査をなすべき日を指定したときは、その日）から 10 日以内（以下「検査期間」という。）に仕様書等に指定した方法その他発注者の適当と認める方法により検査を行うものとする。ただし、天災地変その他やむを得ない事由により検査することができない期間は、検査期間に算入しないものとする。
３　発注者は、検査職員を命じたときは、その官職及び氏名並びに検査時期及び検査場所を受注者に通知するものとする。
４　受注者は、第２項の検査に立ち会うものとする。この場合において、受注者が立ち会わないときは、発注者は、単独で検査を行い、その結果を受注者に通知

するものとし、受注者は、これに対して不服を述べることができない。
５　受注者は、検査職員から検査の実施について必要な書類又は物件の提示若しくは提出又は説明を求められた場合には、これに応ずるものとする。
６　受注者は、検査職員から修理の重要な部分に係る使用材料のうち、完成後直接確認することができないものについて、当該部分の施行の状況を説明することができる見本、写真その他の資料の提示又は提出を求められた場合には、これに応ずるものとする。
７　受注者は、検査職員の指示に従い、修理に係る物品の運転、操作その他検査のために必要な作業をし、別に定めのあるものを除きその費用を負担するものとする。
８　修理に係る物品が不合格となった場合において、その不合格部分の手直し期間は、発注者が指示する期間とし、その検査期間は、発注者が受注者から手直しを終了した旨の通知を受理した日（この日以後において受注者が検査をなすべき日を指定したときは、その日）から起算する。

第２０条　次に掲げる場合には、検査のため必要な限度において破壊検査を行うことがあるものとする。
（１）　仕様書等に指定されているとき。
（２）　前条第６項の資料による確認ができなかったときその他修理の施行について疑うに足りる相当の理由があるとき。
（３）　その他検査を行うため検査職員が特に必要があると認めるとき。
２　仕様書等に指定がある場合又は検査職員が必要があると認める場合には、理化学試験により検査を行うことがあるものとする。
（物品の引渡し）
第２１条　受注者は、修理に係る物品が第 19 条の検査に合格したときは、遅滞なく、これを発注者に引渡すものとする。
２　受注者は、修理に係る物品の引渡場所が第 19 条の規定による検査を行った場所以外の場所（以下「隔地」という。）である場合、引渡しのため物品を引渡場所に向けて発送したときは、直ちに、その旨を引渡場所の発注者があらかじめ指定する職員その他の責任者に通知するものとする。
３　受注者は、前項の場合において、隔地の引渡場所に物品が到着したときは、運送によって生じた事故の有無について、引渡場所における当該責任者の証明を受け、これを発注者に提出するものとする。この場合において、発注者は、受注者が物品到着後直ちに証明を受けることができるように措置をするものとする。
４　隔地の引渡場所における物品の引渡しは、前項の規定により当該責任者が証明のための調査を行い、異常のないことを確認したとき、完了するものとする。
５　物品の運送に使用した荷造材料等は、発注者の所得とする。
６　受注者は、第１項の場合において、発注者がその都合により受注者から引渡しを受けた物品を直ちに引き取ることができないときは、発注者が物品を引き取るまでの間、無償でこれを保管するものとし、その責めに帰すべき事由による物品の亡失、損傷に対し、発注者の損害を賠償するものとする。

第２２条　発注者は、物品の一部について修理が終了した場合において、その部分の検査を行い、合格部分又は一部の引渡しを受けることができるものとする。
２　前３条の規定は、前項の検査及び引渡しについて準用する。

（請負代金の支払）
第２３条　発注者は、第 21 条の規定により物品の引渡しを受けた後、受注者が提出する適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内（以下「約定期間」という。）に、第十一管区海上保安本部において、請求代金を受注者に支払うものとする。
２　発注者は、受注者から支払請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを受注者に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、受注者の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

（部分払）
第２４条　削除

（遅延利息）

第２５条　発注者は、約定期間内に請負代金を支払わないときは、受注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。
２　遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年 2.7 パーセントとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は、約定期間に算入せず又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
３　前項の規定により計算した遅延利息の額が 100 円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず､その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
４　発注者が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前３項の例に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする。

（引渡期限の延伸）
第２６条　受注者は、所定の期限までに修理に係る物品を引渡すことができないときは、あらかじめ遅滞の理由及び引渡可能期日を明示して、発注者に引渡期限の延伸の承認を求めなければならない。
２　発注者は、前項の請求に対し、支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅滞が天災地変その他受注者の責めに帰することのできない事由に基づく場合のほか、遅滞金を徴収する。

（遅滞金）
第２７条　前条第２項ただし書の規定による遅滞金は、延伸前の引渡期限満了の日の翌日から物品引渡しの日までの日数に応じ、請負金額（第 21 条の規定により発注者が引渡しを受けた部分があるときは、この部分に対する代金を控除した金額）の年 36.5 パーセントとする。ただし、その総額が請負金額の 10／100 を超える場合はその超過額は、遅滞金に算入しないものとする。
２　前項の遅滞日数の計算については、検査期間が始まる日の翌日から発注者が検査に着手した日の前日までの日数は、これを遅滞日数に算入しないものとする。

（臨機の措置）
第２８条　受注者は、災害防止等のため、特に必要と認める場合には、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を求めるものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。
２　受注者は、前項の場合において、そのとった措置につき、遅滞なく監督職員に報告しなければならない。
３　監督職員は、災害防止その他修理の施行上緊急に必要な事項については、受注者に対し、臨機の措置をとることを求めることができる。この場合において、受注者は直ちにこれに応じなければならない。
４　第１項及び前項の措置に要した経費のうち、発注者受注者協議して請負金額に含めることを不適当と認めた部分については、発注者がこれを負担するものとする。

（危険負担）
第２９条　修理物品の引渡し前に発注者の責めに帰することのできない事由により、修理物品及び修理材料（以下「修理物品等」という。）について生じた損害は、次項に規定する場合を除き、受注者の負担とする。
２　天災地変その他の不可抗力により修理物品等に損害を生じた場合において、その損害が、重大であり、かつ、受注者が災害防止のため必要な臨機の措置をとる等善良な管理者の注意を怠らなかったと認められるときは、その損害は、発注者が負担するものとする。この場合において、損害額は発注者受注者協議して定めるものとし、火災保険等その損害をてん補する金額があるときは、損害額からこれを控除するものとする。
３　修理物品等を火災保険等に付している場合において、修理物品等に損害を生じたときは、その損害が発注者の責めに帰すべき事由による場合であっても、その損害が当該保険によってもてん補されるときは、てん補額を限度として、受注者が負担するものとする。

（かし担保責任）

第３０条　受注者は、修理に係る物品の引渡し後１年以内に、その修理についてかしがあることが発見されたときは、発注者（船舶に係る修理にあっては配属先の管区海上保安本部長を含む。）の請求により、自己の費用をもってこれを修補し、又はそのかしによって生じた物品の亡失若しくは損傷に対して、損害を賠償するものとする。

２　前項の期間は、かしが行政庁の検査を受検するとき以外に発見できないものであるときは、修繕物品の引渡し後１年以上１年半以内において最初の検査終了の時までとする。

（契約の解除）

第３１条　発注者は、下記各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）受注者から解除の申出があったとき。（第 33 条の場合を除く。）

（２）受注者が引渡期限までに修理に係る物品の引渡しをしないとき又は引渡期限までに物品の引渡しをする見込みがないことが明らかなとき。

（３）受注者が第４条、第５条及び第６条の規定に違反したとき。

（４）前各号のほか、受注者がこの契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達することができないとき。

（５）この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくは使用人等が不正の行為をしたとき又はこれらの者が、発注者の行う検査若しくは監督を妨げ、若しくは妨げようとしたとき。

（６）受注者が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。

２　受注者は、前項第１号から第５号までの場合において、違約金として、解約部分に対する請負金額の 10 分の１に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、第１号又は第２号の場合において、受注者の責めに帰することのできない事由があるときは、この限りでない。

３　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

二　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

三　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

四　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

五　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

六　下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

七　受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

4　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第３２条　発注者は、前条に定める場合のほか、自己の都合により、修理終了前に、この契約の全部又は一部を解約することができる。この場合において、発注者は、受注者に損害が生じ解約後 30 日以内に請求があるときは、その損害を賠償するものとする。

2　前項の損害額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

第３３条　受注者は、第 16 条の規定による修理内容の変更のため請負金額が２／３以下に減少したとき又は同条の規定による修理中止の期間が修理期間の１／２以上に達したときは、この契約を解除することができる。

第３４条　前３条の規定により、この契約の全部又は一部が解除された場合において、受注者が第 23 条の規定により、既済部分について代金の一部の支払を受けているときは、発注者に対し、その全部の金額を発注者の指定する期日までに返納しなければならない。

2　発注者は、既済部分の全部又は一部が発注者の利用に適するものであり、かつ、発注者において必要とするときは、修理費内訳明細書に記載した単価により算出した金額（これによりがたいときは発注者受注者協議して定めた金額）の代価をもって、既済部分を取得できるものとする。

3　第 18 条、第 20 条、第 22 条及び第 24 条の規定は、前項の取得部分の検査、引渡し、代金の支払及び遅延利息について準用する。

（相殺）

第３５条　この契約により発注者が受注者から収得すべき遅滞金、違約金等の金額がある場合において、発注者が当該金額と相殺するこができる債務を受注者に対し有するときは、これを相殺するものとする。

2　前項の規定により相殺を行っても、なお発注者において収得金がある場合又は発注者が遅滞金、違約金を徴収する場合において、受注者は、発注者の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、発注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該収得金、遅滞金又は違約金が 1,000 円未満の場合は、この限りでない。

3　第 25 条第２項及び第３項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第２項中「年 2.7 パーセント」とあるのは「年５パーセント」と、同項ただし書中「受注者」とあるのは「発注者」と、第３項中「100 円」とあるのは「１円」と、読み替えるものとする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第３６条　受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の 10 分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 51 条第２項の規定により取り消された場合を含む。）

二　納付命令又は独占禁止法第７条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁

止法第３条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第３条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は独占禁止法第 89 条第１項第１号若しくは第 95 条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（紛争の解決）

第３７条　この契約の履行について、発注者受注者間の紛議を生じたときは、発注者受注者協議して解決するものとする。

上記契約を証するため、この証書２通を作成し、発注者受注者各１通を保有する。

令和元年８月 16 日

住　　所　沖縄県那覇市港町２丁目 11 番１号

発注者

氏　　名　支出負担行為担当官
第十一管区海上保安本部長
葛西　正記

住　　所

受注者

氏　　名